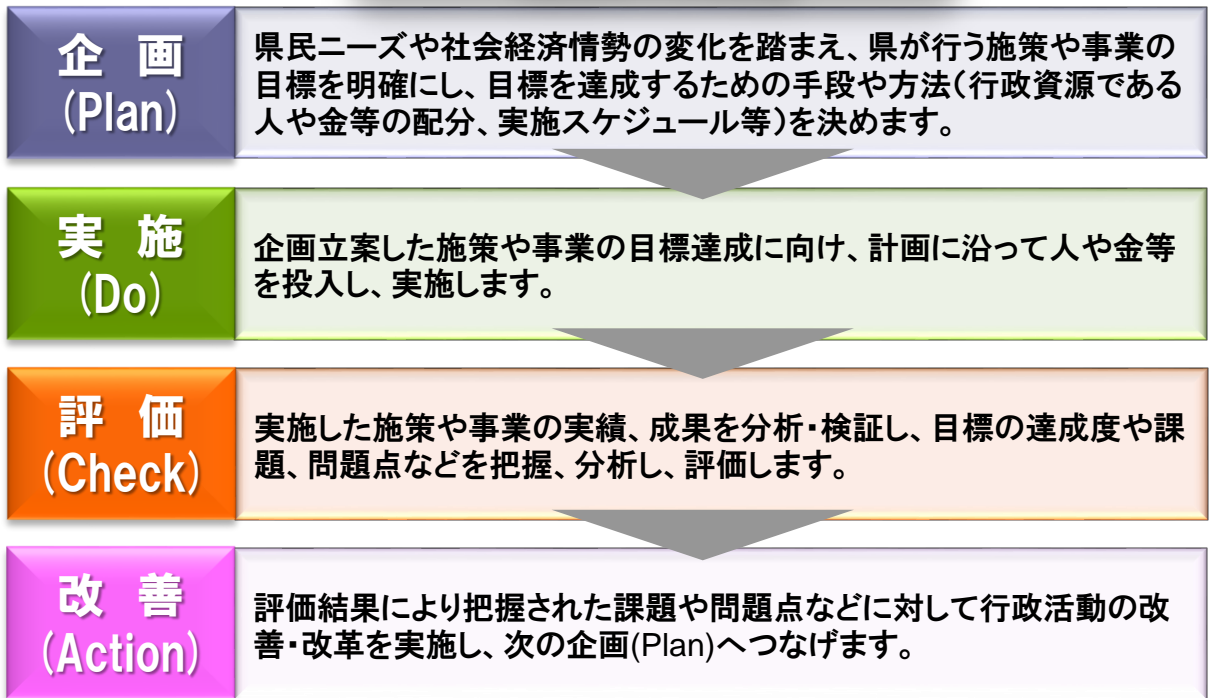


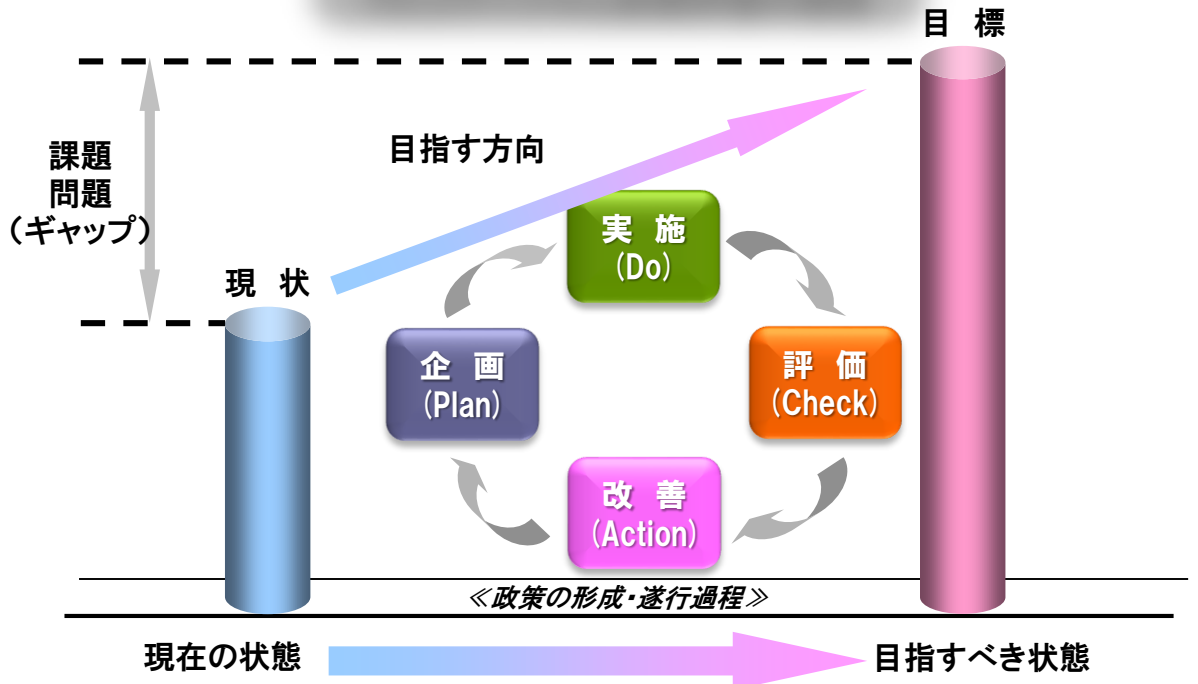
1. 政策評価とは

- 県が行う施策や事業について、県民ニーズに的確に応え、成果を重視した行政運営を進めるため、客観的な目標(指標)を設定して、その成果等を分かりやすく評価・公表するとともに、評価の結果を今後の施策や事業の見直し・改善、重点化すべき施策の検討などに役立てる仕組みです。
- 県のような様々な施策や事業は、下図のような「企画(Plan:プラン)」「実施(Do:ドゥ)」「評価(Check:チェック)」「改善(Action:アクション)」という政策の形成・遂行過程(PDCAサイクル)を繰り返しながら進めていく必要があります。

PDCAサイクルとは



PDCAサイクルと政策評価の関係



2. 政策評価の背景と目的

(1) 政策評価の背景

1 地方自治体の財政状況の悪化に伴う行政の効率的な実施の要求

地方公共団体の財政状況の悪化により、これまで以上に行政運営を効率化することが必要となっています。

2 地方分権に伴う地方自治体の政策裁量・政策責任の拡大

地方分権に伴い、地方公共団体の政策形成の幅が拡大し、政策判断の基礎データを得るための政策評価の必要性が増大するとともに、地方公共団体が行う政策についての説明責任を強化することが必要となり、政策過程を公開することが必要となっています。

3 行政の効率的な運営に対する住民の関心の高まり

予算がどのように使われているかなど効率的な行政運営への関心が高まっており、住民に積極的に説明していくことが求められています。

(2) 政策評価の目的

1 県民の皆さんに対する行政の説明責任の徹底

行政にはその実施する政策についての説明責任がありますが、政策評価においてもこうした説明責任の一端を担うべきであることから、県の施策や事業が効果的・効率的に行われているかなどの評価結果だけではなく、政策評価の経過も含めた徹底した公表を実施し、県民への説明責任を果たします。

2 効果的かつ効率的な行政の推進

限られた行政資源である予算や人員等を効果的に配分し、コストに見合った「成果」を得ることが必要であることから、政策評価の実施を通じて、効果的かつ効率的な行政の推進を図ります。

3 県民の視点に立って成果を重視した行政運営の実現

県民にとって満足度の高い行政を実現させるため、政策評価の実施を通じて、県民の視点に立って成果を重視した行政運営の実現を図ります。

3. 本県におけるこれまでの取組

(1) 長崎県における政策評価制度の導入

- 平成10年10月から、一定の事業について政策評価を導入しました。
- 平成13年度に、長崎県長期総合計画のスタートにあわせて、原則として県のすべての業務を対象に、政策評価制度を本格的に導入しました。

(2) 政策評価専任部署の設置

- 政策評価制度の本格導入にあわせ、平成13年4月に、政策評価と長崎県長期総合計画の進捗管理を担当する「政策評価課」を設置しました。
 - ※H20. 4. 1の組織改正により、政策評価室と政策企画課に業務を分割した。
 - ・総務部政策評価室 …… 政策評価制度、事務事業評価
(H23.4.1～総務部財政課へ改組)
 - ・知事公室政策企画課 …… 施策評価
(H23.4.1～企画振興部政策企画課へ改組)

(3) 政策評価の改善・充実

年 度	取 組 内 容
平成13年度	○政策評価制度の本格導入 ○事務事業において、新規事業の事前評価、継続事業の途中評価を実施
平成14年度	○事務事業において、終了事業の事後評価を実施
平成15年度	○施策評価を実施 ○会館等公共施設の評価を実施
平成16年度	○長崎県政策評価システム改善委員会より、評価制度の改善等の提言
平成17年度	○システム改善委員会の提言を踏まえ、見直しを実施(条例の制定、評価調書の改善、ホームページのリニューアル、評価指標の総点検等)
平成18年度	○長崎県政策評価条例を施行(施行日:平成18年4月1日) ○事務事業の外部評価を実施 ○指定管理者制度導入施設の評価を実施
平成20年度	○各部局が、より自立的に、かつ主体性を持った事務事業評価の実施 ○施策評価を実施
平成23年度	○長崎県総合計画のスタートにあわせ、事務事業評価の対象を長崎県総合計画を推進する事業に重点化 ○施策評価(事後評価)を実施
平成28年度	○長崎県総合計画のスタートにあわせ、個別の事務事業単位での評価から、総合計画の施策の下に位置づけられる事業群単位で、構成する事業をひとまとめにして評価する事業群評価制度へ見直し

4. 事業群評価制度の導入(H28年度～)

(1) 趣旨

- 新たな総合計画「長崎県総合計画チャレンジ2020」の策定を契機に、総合計画の推進に向け、事業群単位で分析、検証を行い、成果を出す仕組みとするため、現行の事務事業評価制度について所要の見直しを実施。

(2) 現状・問題意識

個別の事務事業単位での評価

- 施策を推進する事業の全体像がわかりにくい。
- 評価制度を、類似事業の整理・統合、新たな事業構築に活用したい。

(3) 見直し

事業群単位での評価

- 従来の個別事業単位の評価から、総合計画の施策の下に位置づけられる事業群単位で、構成する事業をひとまとめにして評価する制度に見直す。
 - 個別の事務事業単位での評価から、事業群単位への評価へ見直すことで、類似事業の整理・統合、新たな事業構築に、これまで以上に役立つ仕組みとする。
- ※ 個別の事務事業評価調書から事業群単位の評価調書へ変更

(4) ポイント

- ポイント① 事業群評価を活用した「事業の選択と集中」（スクラップアンドビルド）
- ポイント② 事業群評価を契機とした職場内の活発な政策議論

5. 政策評価の対象と種類

(1) 何を評価するか～施策評価と事業評価～

- 「長崎県総合計画チャレンジ2020」における「戦略」、「施策」、「事業群」、「事業」の体系の中で、施策を対象とした「施策評価」及び事業を対象とした「事業評価」を行います。
- なお、「事業評価」の中には、公共事業を対象とする「公共事業評価」、研究事業を対象とする「研究事業評価」、これら以外の全ての事業を対象とする「事務事業評価」があります。
- 「事務事業評価」は、事業群単位で実施するとともに、特定分野の評価として指定管理者制度導入施設の評価を実施します。

(2) 誰が評価するか～内部評価と外部評価～

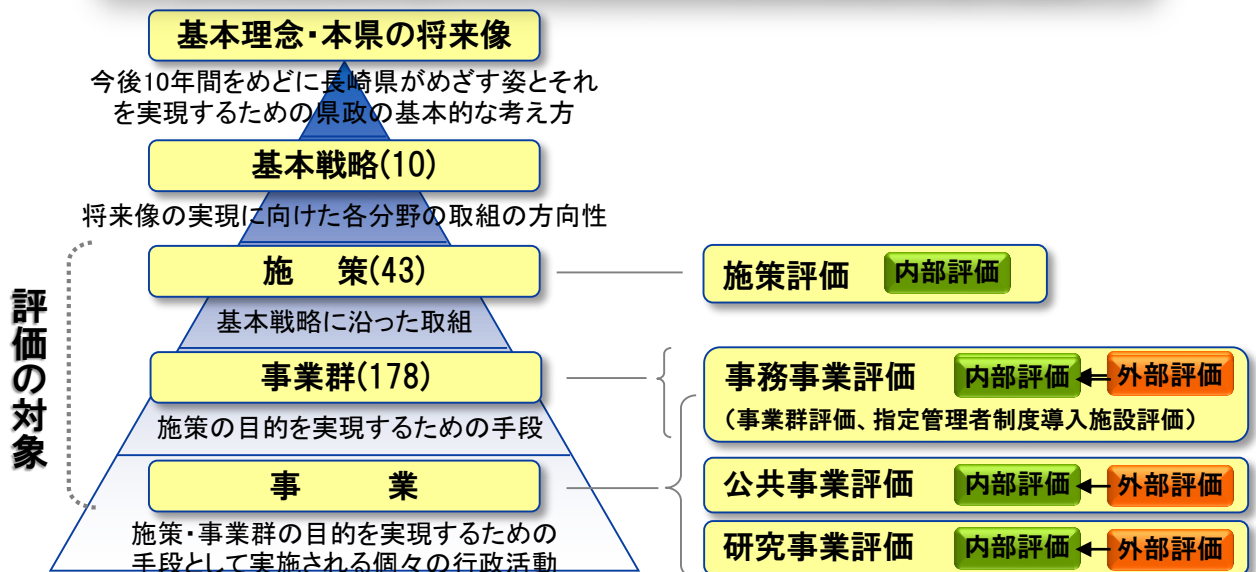
内部評価

- 施策や事業(群)を所掌する各課(室)自らが、「必要性」、「効率性」、「有効性」等の観点から評価を行い、必要に応じて自ら見直しを検討します。
- 施策評価や事業群評価については、それらを所掌する各課(室)の評価結果のうち、県政の統一性を確保し、または総合的な推進を図る観点から必要があるものについて、さらに知事による評価を行います。

外部評価

- 政策評価の客観性や信頼性の向上を図るため、各課(室)が行った内部評価の結果について、有識者で構成する委員会に諮問し、ご意見をいただくものです。
- 評価の適切性や事業内容等の適切性といった観点からご意見をいただき、対象となった事業に適切に反映させるとともに、共通的な意見については他の事業についても適用を図ります。

長崎県総合計画チャレンジ2020の体系と政策評価の関係



政策評価の対象と種類

	区 分	施策評価	事務事業評価 (事業群評価)	公共事業評価	研究事業評価
内部評価	評価の対象	総合計画に掲げる施策を対象	総合計画を推進する事業(群)(公共事業及び研究事業を除く)を対象	道路、河川、港湾、漁港、土地改良等社会資本整備のための公共事業箇所を対象	県の研究機関が行う研究事業を対象
	評価の種類	途中評価 事後評価	事業群評価 途中評価(指定管理者制度導入施設)	事前評価 途中評価〔再評価〕 事後評価	事前評価 途中評価 事後評価
	評価の実施時期	途中:概ね3年に1度 事後:施策終了の翌年度	毎年度	毎年度	毎年度
外部評価	有識者による評価の実施		事業群評価の結果について、長崎県政策評価委員会において調査審議	途中評価及び事後評価の結果について、長崎県公共事業評価監視委員会において調査審議	事前・途中・事後の評価結果について、長崎県研究事業評価委員会において調査審議
所管部署	担 当 課	企画振興部 政策企画課	総務部財政課	事前: 総務部財政課 途中・事後: 土木部建設企画課	産業労働部 企業振興課

- ① 事業群評価:個々の事務事業が総合計画の上位の施策や事業群の推進にどのような役割を果たし、施策全体を推進させていくのかという視点から評価
- ② 事前評価:新たな事業の企画立案時点で、達成すべき指標(目標)を設定するとともに、事業実施の必要性等を評価
- ③ 途中評価:施策や事業の実施途中で、目標の達成状況等を検証し、事業実施の必要性等を評価し、今後の見直し・改善のための情報を提供
- ④ 事後評価:施策や事業の終了後、目標の達成状況等を検証し、以後の事業等の企画の参考とするための情報を提供

6. 評価結果の公表

(1) 政策評価に関する情報の公表

- 条例で公表が義務づけられている評価調書をはじめ、政策評価結果の関係資料、基本方針、実施計画など、政策評価に関する情報を以下のとおり積極的に公表します。
 - ・県民センター(本庁)及び行政資料コーナー(長崎を除く各振興局)において全情報を公開
 - ・政策評価ホームページにおいて全情報を公開

(2) 政策評価に関する県民からの意見の募集

- 政策評価に関する県民の皆さまからの意見については、インターネット等を通じて随時受け付け、個別に回答します。また、政策評価の結果について、積極的に意見を募集する期間を設け、期間中に寄せられた意見については、県の考え方(対応)もあわせて、県民センター等や政策評価ホームページで公表します。

(3) 政策評価の結果の議会への報告

- 政策評価の結果については、原則として、結果を取りまとめた直後に開かれる議会(施策や事業を所管する各常任委員会)へ報告します。